

あわぎん福祉型優遇定期預金規定

あわぎん福祉型優遇定期預金規定は、定期預金共通規定の定めるところに加え、次の規定により取扱います。

1. (預入資格)

この定期預金は、障害基礎年金、障害年金等の年金や児童扶養手当等（以下これらをあわせて「福祉年金等」といいます。）の受取を当行で既に開始されているお客さま、当行で新たに福祉年金等の受取を開始されるお客さま、もしくは福祉年金等の受取指定を当行に変更されるお客さまに限りお預入れできます。ただし、老齢福祉年金、特別児童扶養手当の受給者のお客さまは、受取指定が当行でなくてもお預入れできます。（以下についても同様とします。）

2. (取扱店舗)

この定期預金の預入れおよび支払いは、原則として福祉年金等の受取を指定している当行店舗のうち店舗のみのお取り扱いとします。

3. (お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、「福祉定期預金」と合算して300万円を限度とします。なお、通帳式の場合のお預入れ口座は、お客さまお一人につき一口座に限ります。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下1年ものの「スーパー定期」または「スーパー定期300」といいます。）を作成します。ただし、自動継続扱いおよび総合口座通帳への預入はできません。定期預金の名義は、福祉年金等をお受取りされているお客さまの名義とします。

5. (少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用)

この定期預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. (適用利率)

- (1) 「1.」に掲げる福祉年金等をこの定期預金の預入期間を通じて当行で受取る場合、預入日に当行が店頭に表示している1年ものの「スーパー定期」または「スーパー定期300」の基準利率に優遇金利を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および共通規定第4条第5項の規定により解約する場合は、その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨てます。以下同じ）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、6か月を過ぎて解約する場合は、次のaおよびbのいずれか低い利率を適用します。
 - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満…a. 約定利率×50%
b. 預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×90%
- (3) 預入期間を通じて当行で福祉年金等の受取がない場合は、次により取扱います。
 - ① 通帳または証書記載の利率にかかわらず、この預金の預入日当日の1年ものの「スーパー定期」または「スーパー定期300」の当該預金金額に対応する基準利率を約定利率として預入日に遡って適用します。
 - ② 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、通帳または証書記載の利率にかかわらず、①の基準利率とします。

7. (書替後のこの定期預金の適用利率)

この定期預金を書替える場合、書替後の適用利率は書替日、当日の1年ものの「スーパー定期」または「スーパー定期300」の基準利率とします。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020.4.1現在)